

リサイクルプラザは一般廃棄物の処理施設です

産業廃棄物は持ち込めません

処理可能なごみの種類	持ち込めます(一般廃棄物)	持ち込めません(産業廃棄物)	注意すること
1 不燃ごみ ・縦×横×高さがそれぞれ 60cm 以内であるもの	・ 家庭生活で出た 電気製品 (例) トースター、炊飯器、アイロン、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセ、ドライヤー、電子キーボード、照明器具(蛍光灯は除く)、ミシン、電子レンジ、ストーブ、空気清浄機、除湿機、扇風機など	・ 事業所及び個人事業主の「業」から出た 電気製品 ※「持ち込めるもの」と同じものであっても、 家庭生活で出たものでないものは産業廃棄物 です。	・電池は取り除いてあること ・ 家電リサイクル法対象機器(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)及びパーソナルコンピュータは持ち込めません。
2 不燃粗大ごみ ・不燃ごみより大きいもので、縦×横×高さが 1m×1m×2m 以内であるもの	・ 家庭生活で出た 陶磁器、金属製・ガラス製・硬質プラスチック製用品 (例) 食器類、鍋、植木鉢、化粧ビン、塗料缶、おもちゃ、窓ガラス、鏡、スプレー缶、バケツ、衣装ケース、脚立、家庭用小型遊具、自転車 など	・ 事業所及び個人事業主の「業」から出た 陶磁器、金属製・ガラス製・硬質プラスチック製用品 (例) 食器類、鍋、植木鉢、化粧ビン、塗料缶、窓ガラス、鏡、スプレー缶、バケツ、衣装ケース、脚立、自転車、鉄くず、ガラスくず、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、マットレスのスプリング、ボルト、塩ビパイプ、プリント基板、ガラスウール、自動車用バンパー、プランター、ポリタンク、農業用畦シート、など ※「持ち込めるもの」と同じものであっても、 家庭生活で出たものでないものは産業廃棄物 です。	・可燃性と不燃性の材質でできているものは、可能な限り可燃部分を取り除いてあること ・塗料、灯油、化粧品等の容器類は中を空にしてあること ・植木鉢等には土や植物が、食器等には食品が、それぞれ付着していないこと ・スプレー缶は使い切ってガス抜きがしてあること ・電池は取り除いてあること ・塩ビパイプ等の細長いものは 60cm 以下に切断してあること
3 資源ごみ	・飲料用及び食料用のビン・缶		・ラベルはできるだけ取り除いてあること ・キャップは外してあること ・中をきれいに洗ってあること
4 ペットボトル	・飲料用、酒類用、しょうゆ用のペットボトル		・ラベルは取り除いてあること ・キャップは外してあること ・中をきれいに洗ってあること ・ 切ったり塗装したりしてあるもの、汚れや異物が付着しているもの、油・ソース・化粧品などにおいや内容物が取れないものは持ち込めません。

【産業廃棄物に関するお問い合わせ先】

一般社団法人鳥取県産業資源循環協会 (<http://www.tottori-sanpai.jp>) 倉吉市上井町 1-138 電話 0858-26-6611

(旧 一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会)

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ 西伯郡伯耆町口別所 630 電話 0859-68-4071
<https://www.tottori-seibukoiki.jp/1130.htm>
E-mail plaza@tottori-seibukoiki.jp